

交付金の申請から報告までの主な流れ



活動団体の実施事項

連携

事前準備

活動組織の設立

参加者を募り、どのような森づくりや活動をしたいか話し合います。



活動地の決定

森林所有者の同意を得て協定を結びます。活動地が本交付金の要件を満たすか確認します。



地域協議会へ申請

実施要領に沿った内容で3年間の活動計画書を作成します。申請に必要な書類は、林野庁のホームページからダウンロードできます。



事前相談

地域協議会に交付金を使いたい旨を事前に相談し、下記の書類作成等についてアドバイスをもらいます。

〈提出書類〉

- ・活動組織規約
- ・協定書
- ・採択申請書
- ・活動計画書
- ・森林計画図 等

交付金採択決定

事業実施

活動開始、モニタリング調査等の実施

活動計画書に基づき活動を開始します。目標達成度を調査するためモニタリング調査（森林の状態を把握する初回調査、活動の効果を確認する年次調査）等を行います。



活動記録の保存

活動実施

地域協議会から活動に必要な安全講習等の相談や、モニタリング調査の指導を受けます。

報告
（3月上旬まで）

活動実績の取りまとめ・活動記録の提出

実施状況報告書を提出します。1年目・2年目の活動組織は、次年度の活動に向けて、活動計画書の見直し等を検討します。



交付金活動の完了

最終報告

活動終了後、活動記録等を地域協議会へ事前に提出し、内容を確認してもらいます。

〈お問合わせ先〉

詳細については、
（公社）宮崎県森林林業協会（☎0985-27-7682）
までご相談ください。

（公社）宮崎県森林林業協会ホームページ
<http://www.m-forest-a.or.jp>



森林・里山の整備に 交付金を活用できます

森林・山村多面的機能発揮対策交付金
（国庫補助事業）概要

宮崎県 森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会
（宮崎県森林林業協会内）

※このパンフレットは令和4年度森林・山村多面的機能発揮対策交付金により作成しました。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金の対象活動と支援単価



活動への支援 里山林の保全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額(年度当たり単価)で支援を行います。

交付金の使途: 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、書籍、委託費、印刷費、消耗品(ヘルメット・手袋・なたのこぎり等)等

活動推進費

(交付単価:初年度のみ。(最大)112,000円)

(3か年の活動計画の具体化に対する支援) 活動計画を具現化するための話し合い、現地調査、研修等

主体となる活動支援



地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」

(交付単価(最大):初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積処理、土留め・鳥獣害防止策等の設置、これらの活動に必要な森林調査、安全講習等



地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」

(交付単価(最大):初年度285,000円、2年目265,000円、3年目245,000円/ha)

竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、安全講習、機械の取扱講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



森林資源利用タイプ

(交付単価(最大):初年度120,000円、2年目115,000円、3年目110,000円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等



付随する活動支援

森林機能強化タイプ

(交付単価(最大):800円/m)

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要な森林調査・見回り

関係人口創出・維持タイプ

(交付単価(最大):50,000円/年)

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等

資機材への支援

活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の1/2以内(刈払機、チェーンソーなど)または、1/3以内(薪割り機、炭焼き小屋など)を支援



支援を受けるには?

森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した取組を行うために、以下の要件を満たす活動組織を設立して計画を作成する必要があります。

活動組織

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等、地域の実情に応じた方(3名以上)で構成してください。地域の自治会、NPO法人等が実施、又は1構成員となることも可能です。なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

対象森林

本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林です。

活動区域

地域住民、森林所有者等による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織の事務所は、対象森林と同一都道府県内にある必要があります。

活動計画書

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画(原則として過去に策定した活動計画書に位置づけられていない森林とする。)、年度内の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。(計画書の作成は交付金の支援対象とはなりません。)



その他支援を受ける場合の留意点等

- ◆1活動組織当たり、年度ごとに500万円を上限として支援します。
(※同じ場所では最大3年間支援)
- ◆人工林でも活用できます。
- ◆地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本とし、森林整備の作業で危険を伴う作業や専門的な技術が必要な作業等については地域の森林組合などに作業の一部を委託することができます。
- ◆採択に当たっては、会費の徴収等により財政基盤が確保されており、安全研修を計画しているなどの一定の安全技術の向上が期待できる組織を対象とします。
- ◆また、活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング調査方法が記載されているとともに、モニタリング調査を実施する必要があります。